

グラウンドアンカー施工士検定試験事務規程

一般社団法人日本アンカー協会

平成 31 年 3 月 13 日 施行

令和 3 年 5 月 7 日 変更

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本アンカー協会（以下「協会」という。）定款第 4 条の規定に基づき、協会がアンカー工法に関する資格付与を行うグラウンドアンカー施工士検定試験事務（以下「試験事務」という。）に関して必要な事項を定め、グラウンドアンカー工法の計画・調査、材料、防食、設計、施工、試験及び維持管理に関する技術の向上と、同工法の信頼性の向上を図ることを目的とする。

(試験事務実施の基本方針)

第 2 条 試験事務は、この規程により、厳正、確実、かつ、公正に実施する。

(試験事務を行う時間及び休日)

第 3 条 試験事務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 試験の実施期日に試験事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項の休日は、次のとおりとする。

（1）土曜日・日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（4）協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(試験事務を行う場所)

第 4 条 試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所 一般社団法人日本アンカー協会

所在地 東京都千代田区神田三崎町二丁目 9 番 12 号

第 2 章 受験資格

(受験資格)

第 5 条 試験は、グラウンドアンカー工法の計画・調査、材料、防食、設計、施工、試験及び維持管理に関する業務について、受験者の学歴又は資格に応じて次の表に掲げる実務経験を有する者でなければ、これを受けることができない。

2 必要な実務経験年数は、毎年 9 月 30 日現在で計算する。

学歴又は資格	必要な実務経験年数		
	起算	指定学科を卒業した者	指定学科以外を卒業した者
大学を卒業した者	卒業後	2 年 6 ヶ月以上	3 年 6 ヶ月以上
短期大学又は高等専門学校（5 年制）を卒業した者	卒業後	3 年 6 ヶ月以上	4 年 6 ヶ月以上

高等学校を卒業した者	卒業後	4年6ヶ月以上	6年6ヶ月以上
その他の者	卒業後		9年以上

3 指定学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、海洋土木等を含む。）、建築工学、機械工学、都市工学、建設工学、電気工学、地学、応用地学、資源工学、林学、衛生工学、交通工学、安全工学、環境工学及びこれらに関連する学科とする。

4 専修学校の取扱いは、2級土木施工管理技術検定試験に準ずる。

(欠格)

第6条 次の事項に該当する者は、受験することができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

第3章 受験の申込み等

(受験の申込み)

第7条 試験を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 受験申込書（協会所定のもの）

(2) 学歴・実務経験証明書（協会所定のもの）

(受験申込書の審査・受理・処理)

第8条 受験の申込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する者を受理する。

(1) 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること

(2) 必要な書類が添付されていること

(3) 受験申込者が第5条に規定する受験資格を有している者であること

(4) 第10条に規定する受験手数料が払い込まれていること

2 前項の審査は、受験申込書及び添付書類により行うものとする。

3 第1項の場合において、受験申込書又は添付書類に不備を認めたときは補正させた後、受理するものとする。

4 第1項、第2項により、受験の申込みをしたときは、次の処理を行う。

(1) 受験者名簿の作成

(2) 受験票の交付

第4章 受験手数料等

(受験手数料)

第9条 試験の受験手数料の金額は、7,000円（税込）とする。

(受験手数料の収納)

第10条 受験しようとする者は、受験手数料を郵便振替等により納付し、振替の際発行される払込受領証等の写しを受験申込書に貼付しなければならない。

2 前項の振込に要する費用は、受験申請者の負担とする。

(受験手数料の返還)

第11条 収納した受験手数料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

(1) 第8条の審査の結果、受験資格を有さないと認められたとき

(2) 協会の責に帰すべき事由により受験できなかつたとき

(受験手数料の返還方法)

第12条 受験手数料の返還は、次の方法により行う。

(1) 返還する理由を通知し、受験申請者が指定する銀行口座へ返還する。

(2) 返還する金額は、受験手数料から所要の手数料を差し引いた金額とする。

第5章 試験の実施方法等

(試験の実施時期及び実施場所)

第13条 試験の実施時期及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

(1) 試験の実施時期 每年10～11月

(2) 試験の実施場所 全国の主要都市

(試験の公告)

第14条 試験の実施期日、実施場所、その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会ホームページにより公告する。

(試験の内容)

第15条 試験は、次の表の左欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間を標準として行う。

試験の内容	試験の時間
(1) グラウンドアンカーに関する基礎的知識	
(2) グラウンドアンカーに関する専門的知識	合計120分
(3) グラウンドアンカーに関する体験記述	

(試験の運営)

第16条 第7章に規定する試験実行委員会は、試験を厳正かつ円滑に行うため、総括試験監理者及び試験監理者を選任し、各試験会場に配置する。

2 総括試験監理者は、試験会場の責任者として一切を指揮し、試験の実施を監理する。

3 試験監理者は、試験会場における試験の実施、試験問題用紙の配付、解答用紙の回収及び整理を行う。

4 総括試験監理者及び試験監理者は、厳正かつ公正に試験を実施しなければならない。

5 試験時に、写真により受験者本人であることを確認する。

6 その他試験の運営監理に必要な事項については、第7章に規定する試験実行委員会が別に定めるものとする。

(試験に関する一般事項)

第17条 受験票を提示しない者は、原則として受験することができない。

2 試験開始後60分までの遅刻者は、受験を認めるものとする。

3 受験者の試験会場からの退席は、試験開始後60分経過後でなければ認めないものとする。

- 4 試験時は、図書、ノート類を机の上に置いてはならない。
- 5 試験時に配付した試験問題用紙等は、解答用紙を除き、特に指定しない限り受験者に持ち帰らせて良いものとする。
(受験中止の措置等)

第18条 試験監理者は、試験において不正行為があつた者に対しては、受験を中止させ、退場させる。

- 2 試験監理者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。
- 3 総括試験監理者は、前2項の規定に基づく退場者があつた場合には、遅滞なく、その氏名、退場年月日及び退場させた理由等を第7章に規定する試験実行委員会委員長へ報告するものとする。
(試験問題等の公表)

第19条 終了した試験問題及び合格判定基準は、協会ホームページで公表する。

第6章 試験委員会

(目的及び設置)

第20条 試験問題及び採点基準並びに合格判定基準等について審議するため、合議制の試験委員会を置く。

(組織及び試験委員の選任等)

第21条 試験委員会は、学識経験者2名以上を含む5名以上の試験委員によって組織する。

- 2 試験委員は、会長が選任し、委嘱する。
- 3 試験委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の選任にあっては、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第22条 試験委員会に委員長(以下「試験委員長」という。)を置く。

- 2 試験委員長は、試験委員の互選により選任する。
- 3 試験委員長は、試験委員会の職務を統括する。
- 4 試験委員長に事故があるときは、試験委員長があらかじめ指名した試験委員が、その職務を代理する。

(試験委員の解任)

第23条 会長は、試験委員が次のいずれかに該当する場合は、その試験委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があつたとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 試験委員から辞任の申し出があつたとき

(試験委員会の職務)

第24条 試験委員会は、試験問題及び採点基準を作成するほか、合格判定基準を定め、合格判定を行うものとする。

(会議及び議決)

第25条 試験委員会は、試験委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 試験問題、採点基準、合格判定基準及び合格判定については、試験委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは試験委員長の決するところによる。
- 3 会議は、試験委員の過半数が出席しなければこれを開き、議決することができない。

第7章 試験実行委員会

(試験実行委員会の設置)

第26条 試験の厳正かつ円滑な運営監理を行わせるため、試験実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

- 2 実行委員会委員（以下「実行委員」という。）は、会長が選任し、委嘱する。
- 3 実行委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。

(実行委員長)

第27条 実行委員会に委員長（以下「実行委員長」という。）を置く。

- 2 実行委員長は、実行委員の互選により選任する。
- 3 実行委員長は、実行委員会の職務を統括する。
- 4 実行委員長に事故があるときは、実行委員長があらかじめ指名した実行委員が、その職務を代理する。

(実行委員会の職務)

第28条 実行委員会は、試験の厳正かつ円滑な運営監理を行うため、第16条第1項に規定する総括試験監理者及び試験監理者並びに試験の受験者の確認を行う者を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 実行委員会は、試験の案内・申込書の作成、公告、受験申込書の審査・受理・処理、試験会場の準備、試験の受付・案内、合格者の公表・データベースの作成等を行う。

(会議の招集)

第29条 実行委員会は、実行委員長が招集し、会議の議長となる。

第8章 合否の判定方法等

(試験の合否判定)

第30条 試験の合格判定基準は、試験委員会において定める基準とする。

(合否の判定等)

第31条 試験の解答の採点、合否の判定は、試験委員会が行うものとする。

- 2 会長は、試験委員会の合否の判定を受けて合格者を決定するものとする。
- 3 合格者は、本人に郵送で通知するとともに、協会ホームページで公表するものとする。

(合格通知書の交付)

第32条 会長は、試験に合格した者に対し、合格通知書を交付する。

第9章 雜 則

(受験者の不正行為に対する措置)

第33条 会長は、試験に合格した者が不正な方法によって試験を受けたことが明らかになった場合は、その合格を無効とする。

(天災等の措置)

第34条 天災その他の事由が発生したときの試験等の実施については、あらかじめ実行委員会が別に定める。

(秘密の保持)

第35条 試験事務に携わった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第36条 試験事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により協会で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第37条 試験事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 受験申込者名簿及び合格者名簿 試験事務の全部を廃止するまで

(2) 受験申込書及び添付資料 試験を実施した日から5年間

(3) 終了した試験問題及び解答用紙 試験を実施した日から5年間

(帳簿及び書類の保存方法)

第38条 前条に規定する帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法で保存するものとする。

2 保存期間経過後の帳簿等は、復元することができない方法により廃棄するものとする。

(試験事務の細目)

第39条 この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

第1条 この規程は、平成31年3月13日から施行する。